

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成27年7月3日（平成27年（行情）諮問第420号）

答申日：平成29年2月6日（平成28年度（行情）答申第713号）

事件名：特定日付け解約合意書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

特許庁システム開発中断からA社及びB社が受注代金特定金額を返還するまでの特許庁とA社及びB社間のやり取りに関する文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、平成25年8月21日付け解約合意書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」及び添付文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年10月16日付け20140818特許45により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取消し、更なる文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

原処分は、不当である。本件対象文書以外の契約当事者間のやりとりに関する文書が一切欠落している。更に、本件対象文書中の「契約A」（業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発一式に関する契約）及び「契約B」（新事務処理システム設計・開発プロジェクト管理支援業務一式に関する契約）も開示していただきたい。更に、特許庁の受領書も開示していただきたい。

（2）意見書

諮問庁は、理由説明書（下記第3）において、「①契約当事者間のやりとりについては、本件対象文書以外の文書は存在しない」旨記載しているが、例えば、メール等のやりとり等一切ないのか確認していただきたい。

さらに、「②本件開示請求は、特許庁システム開発中断以降の文書を

対象としたものであるため、特許庁システム開発時の契約締結文書である『契約A』、『契約B』は本件請求文書に当たらない旨記載しているが、これは誤った解釈である。本件開示請求は特許庁システム開発中断～～に関する文書であり、特許庁システム開発時の契約締結文書である「契約A」、「契約B」においても本件請求文書に該当するため、開示すべきである。

さらに「③解決金納付に伴う受領証～～は、処分庁では領収証書を有していない」旨記載されているが、この解決金納付は、特許庁との契約不履行により発生した以上、特許庁はこの領収証を確認する必要があり、全く不知というのは無責任である。

よって、原処分を取り消すとともに、更なる資料の開示をする旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を除き、平成26年10月16日付けで一部開示決定とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、異議申立てのとおり主張しているが、①契約当事者間のやりとりについては、本件対象文書以外の文書は存在しない。②本件開示請求は、特許庁システム開発中断以降の文書を対象としたものであるため、特許庁システム開発時の契約締結文書である「契約A」、「契約B」は本件請求文書に当たらない。③解決金納付に伴う受領証（領収証書）は、国庫への納入となるため、日本銀行の代理店が、解決金の支払人であるA社に対して発行するものであり、処分庁では領収証書を有していない。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月2日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年12月26日 | 審議 |
| ⑤ 平成29年2月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成25年8月21日付け解約合意書である。

異議申立人は、本件対象文書以外の本件請求文書の特定及び本件対象文書に記載のある「契約A」、「契約B」の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求書には、「特許庁システム開発中断からA社及びB社が受注代金特定金額を返還するまで」と記載されていることから、処分庁は、上記開発の中断とは、特許庁が平成18年12月1日付けでA社との間で請負契約を締結した契約A及び同日付けでB社と締結した契約B（以下「本件契約」という。）の解約と解し、本件対象文書として、3者で取り交わした解約合意書を特定した。

解約合意書は、特許庁が作成し、A社及びB社とともに記名押印し、3者が1通ずつ保有している。

イ 本件契約は、平成24年1月24日付けで解約されたが、解約合意書は、平成25年8月21日付けで作成された。その間、特許庁、A社及びB社の間で解決金の金額等について口頭による協議が行われ、協議内容に関する文書のやり取りは行っていない。

ウ 合意した解決金は特定金額であり、歳入徴収官特許庁長官が発行する納入告知書に基づき、A社が一括で特許庁宛てに、日本銀行へ納付した。

A社からの解決金の納付については、日本銀行から特許庁へ、領収日及び収納額が通知された。

エ 特許庁において、上記イの解約に伴う解決金に係る納入告知書に関する文書は、行政文書ファイル「歳入証拠書類（平成25年度）」に、「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」を添付してつづられている。

(2) 諮問庁から、本件対象文書の提示を受けて確認したところ、解約合意書の内容は、諮問庁の上記(1)イの説明のとおりと認められるが、本件開示請求は、本件契約の解約から解決金の納入までの特許庁とA社及びB社間のやり取りに関する文書であることから、特許庁がA社に送付した納入告知書に関する文書についても、本件請求文書に該当すると認められる。

諮問庁の上記(1)ウの行政文書ファイル「歳入証拠書類（平成25年度）」につづられている本件契約の解約に伴う解決金の支払に係る「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」及び添付文書の

提示を受けて確認したところ、当該文書は、本件請求文書に該当すると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」及び添付文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久